

オーガニックシティきさらづ「ロゴマーク」使用規程

第1条 趣旨

この規程は、「木更津市オーガニックシティプロジェクト推進協議会(以下「推進協議会」という。)」が、「オーガニックなまちづくり」を推進する市民等各主体のめざすべき旗印とするとともに、「オーガニックシティきさらづ」の統一的なPR媒体として使用するために作成したロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めたものです。

第2条 使用者について

使用できる者は、原則として、「オーガニックアクションパートナーズ」会員である個人・団体とします。ただし、推進協議会会長が認める場合は、この限りではありません。

第3条 ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙に掲げるものとします。

2 ロゴマークの仕様は別記デザインガイドマニュアルに定めます。

第4条 使用基準

ロゴマークを使用できるのは、以下の基準のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 地域、社会、環境等に配慮し、主体的に行動しようとする人を育むことに寄与すること
- (2) 自然と共に発展する持続可能なまちの基盤を整備することに寄与すること
- (3) 多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築することに寄与すること
- (4) 「オーガニックなまちづくり」の魅力発信、普及及び啓発等に寄与すること

第5条 使用申請

使用を希望する個人・団体は、「使用許可申請書」(別記様式第1号)に記載のうえ、推進協議会会長に申請をしてください。また、審査にかかる日数を考慮して、申請から使用希望日まで十分な期間をとってください。

第6条 使用申請の省略

以下に該当する場合は使用申請を省略することができます。

- (1) 個人が営利目的以外に使用する場合
- (2) 推進協議会の参画団体が営利目的以外に使用する場合
- (3) 国・都道府県や他の市町村が行政目的で使用する場合
- (4) 推進協議会が後援等を行うイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- (5) 報道機関が報道、又は「オーガニックシティきさらづ」のPR等広報の目的で利用する場合

第7条 使用許可

推進協議会会長は、「使用許可申請書」の提出があったときは、その内容を審査し、原則として、受領日より14日以内（営利目的の場合は30日以内）に、「使用許可通知書」（別記様式第2号）又は「使用不許可通知書」（別記様式第3号）により通知するものとします。

なお、申請内容が以下のいずれかに該当する場合は、使用を許可しません。

- (1) 推進協議会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合のおそれのあるとき
- (3) 法令や公序良俗に反する場合のおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援した場合、又は支援する場合のおそれのあるとき
- (5) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しない場合のおそれのあるとき
- (6) その他、推進協議会会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき

第8条 使用上の遵守事項

ロゴマークの使用にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと
- (2) デザインガイドマニュアルを守り、ロゴマークを改変しないこと
- (3) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと

第9条 使用期間

使用を許可する期間は、「オーガニックアクションパートナーズ」会員として登録されている期間とします。

第10条 使用料金

ロゴマークの使用料については、無料とします。

第11条 使用許可の変更

使用者は、使用許可を受けた事項に追加・変更が生じる場合は、「使用許可内容追加・変更申請書」(別記様式第4号)に記載のうえ推進協議会会長に申請し、推進協議会会長は、その内容を審査し、原則として、受領日より14日以内(営利目的の場合は30日以内)に、「使用許可内容追加・変更許可通知書」(別記様式第5号)、又は「使用許可内容追加・変更不許可通知書」(別記様式第6号)により通知するものとします。

第12条 使用禁止、使用許可の取消

推進協議会会長は、以下の各項目のいずれかに該当する場合は、使用者に対して是正を申し入れることができます。なお、本条は、使用申請の省略による使用者においても適用になります。

- (1) 「第7条 使用許可」各号のいずれかに該当すると認められたとき
- (2) 「第8条 使用上の遵守事項」各号のいずれかに違反したとき
- (3) 申請書等の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (4) その他使用継続が不相当であると認められたとき

2 推進協議会会長は、以下の各項目のいずれかに該当する場合は、使用禁止、又は使用許可の取消をすることができます。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき

3 推進協議会会長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は使用許可の取消をする場合は、使用禁止・使用許可取消通知書(別記様式第7号)により、使用者に通知するものとします。

4 推進協議会は、前項の規定による使用禁止、又は使用許可の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

5 推進協議会は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することができるものとします。

第 13 条 使用に起因する問題

ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、推進協議会は一切の責任を負いません。

第 14 条 権利

ロゴマークの利用に関する一切の権利は、推進協議会に帰属します。

第 15 条 非保証・免責事項

推進協議会は、本使用規程により使用許可を行った対象物等について、その産地や品質の保証責任を負うものではありません。また、推進協議会は、使用許可を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が使用許可の内容に基づく使用を行うことが第三者の権利等の侵害しないこと、又は法令、条例等に抵触しないことについて何ら保証するものではありません。

第 16 条 その他

このルールに定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、推進協議会会長が別に定めます。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 2 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(別紙)



※ロゴマークは、プロジェクトマーク（図「若葉」）、プロジェクトロゴ（ORGANIC CITY KISARAZU）、タグライン（未来につながるまち）で構成されます。